事業者各位

林材業労災防止協会三重県支部

機械集材装置運転業務に係る特別教育講習会の開催について

林材業の労働安全確保には日頃格別なるご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。 さて、労働安全衛生法第59条第3項および規則第36条の7号の規程に基づき、 標記講習を次のとおり実施いたしますので、この機会に受講されるようご配意のほど よろしくお願いします。

なお、この講習修了者には「機械集材装置運転業務に係る特別教育修了証」を交付します。

記

1. 日 時 平成29年8月2日(水) 9:00~17:20(学科)

平成29年8月3日(木) 9:00~17:20 (実技)

2. 場 所 第1日目 学科

松阪飯南森林組合 1階 会議室 住所 松阪市飯南町粥見5725-3 TEL 0598-32-3516

第2日目 実技

株式会社川口屋 作業現場 会場は第1日目にご説明いたします 松阪市飯高町地内の予定

※両会場とも駐車場が少ないため、乗り合わせでお願いいたします。

※講習会等の照会については、林災防三重県支部へご連絡下さい。 TEL 059-225-9014

3. 講習内容

1日目

時 限	講習科目	講習時間
1	機械集材装置に関する知識 3時	
2	ワイヤーロープに関する知識	2時間
3	関係法令災害事例	1 時間
4	ワイヤーロープの止め方、継ぎ方及び点検方法	1時間

2日月

5	機械集材装置の基本操作・応用運転	4時間
6	ワイヤーロープの止め方、継ぎ方及び点検方法	3時間

- 4. 講師 林災防三重県支部 林材業安全技能師範 並木 勝義 氏
- 5. 講習受講料等(1人あたり)
 - 10,800円 • 受講料
 - テキスト代等 1,120円(集材機運転者安全必携及び線継ぎ資料) 1,080円
 - 修了証発行手数料 13,000円(消費税を含む) 計
- 6. 講習会修了証の発行等
 - (1) 所定の講習科目を受講した場合は、修了証を交付します。
 - (2) 講習時間は厳守し、2日間の所定時間数に満たない場合は修了者として 認めません。
- 7. 受講手続および連絡事項
 - (1) 申込先 津市桜橋1丁目104番地 三重県林業会館2階 林業 • 木材製造業労働災害防止協会三重県支部 TFI 059-225-9014 FAX 059-226-0679
 - •送金先 百五銀行 津駅前支店 普通預金 114996 林業•木材製造業労働災害防止協会三重県支部 送金手数料はご負担願います。
 - (2) 受講申込書

別紙にご記入のうえ、上記申込先へ郵送又はFAXにて願います。

- (3) 申込期日 受講日の1週間前まで
- (4) 受講定員 30名
- (5) その他 テキストは当日お渡しいたします。
- 8. 受講日の携行品

ノート・鉛筆・消しゴム等

作業服・ヘルメット・雨具・皮手袋・ワイヤー継策用工具

- ※昼食ならびに飲み物は各自ご持参願います。
- <注>欠席の場合(申込期日までに当支部へ取り消しの連絡のない場合)既納の 受講料は一切返金いたしません。

機械集材装置運転者特別教育講習会 受講申込書

^{ふ り が な} 名	生年月日	住 所

受講料等

1人 13,000円 × 人分 = 円

平成 年 月 日

申込者 事業場の名称

郵便番号

所在地

代表者

電話番号

(個人の場合は受講者名)

林業 • 木材製造業労働災害防止協会

三重県支部長殿